

薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 新開発食品調査部会  
遺伝子組換え食品等調査会

日時 平成 30 年 4 月 13 日 (金)  
14:00 ~ 16:00  
場所 中央合同庁舎第 5 号館  
18 階専用第 22 会議室

議事次第

- 1 開会
- 2 議題
  - (1) 座長の選出
  - (2) 組換え DNA 技術応用添加物「OYC-GM1 株を利用して生産された酸性ホスファターゼ」の製造基準の適合確認について
- 3 閉会

(配付資料)

- 資料 1 申請書 (OYC-GM1 株を利用して生産された酸性ホスファターゼ)
- 参考資料 1 組換え DNA 技術応用食品及び添加物の製造基準 (平成 12 年 5 月 1 日付け厚生省告示第 234 号)
- 参考資料 2 組換え DNA 技術応用食品及び添加物の製造基準の留意事項について (平成 24 年 7 月 17 日付け食安基発 0717 第 3 号)
- 参考資料 3 食品健康影響評価の結果の通知について (平成 29 年 10 月 21 日府食第 728 号)
- 参考資料 4 参照条文

# 遺伝子組換え食品等調査会

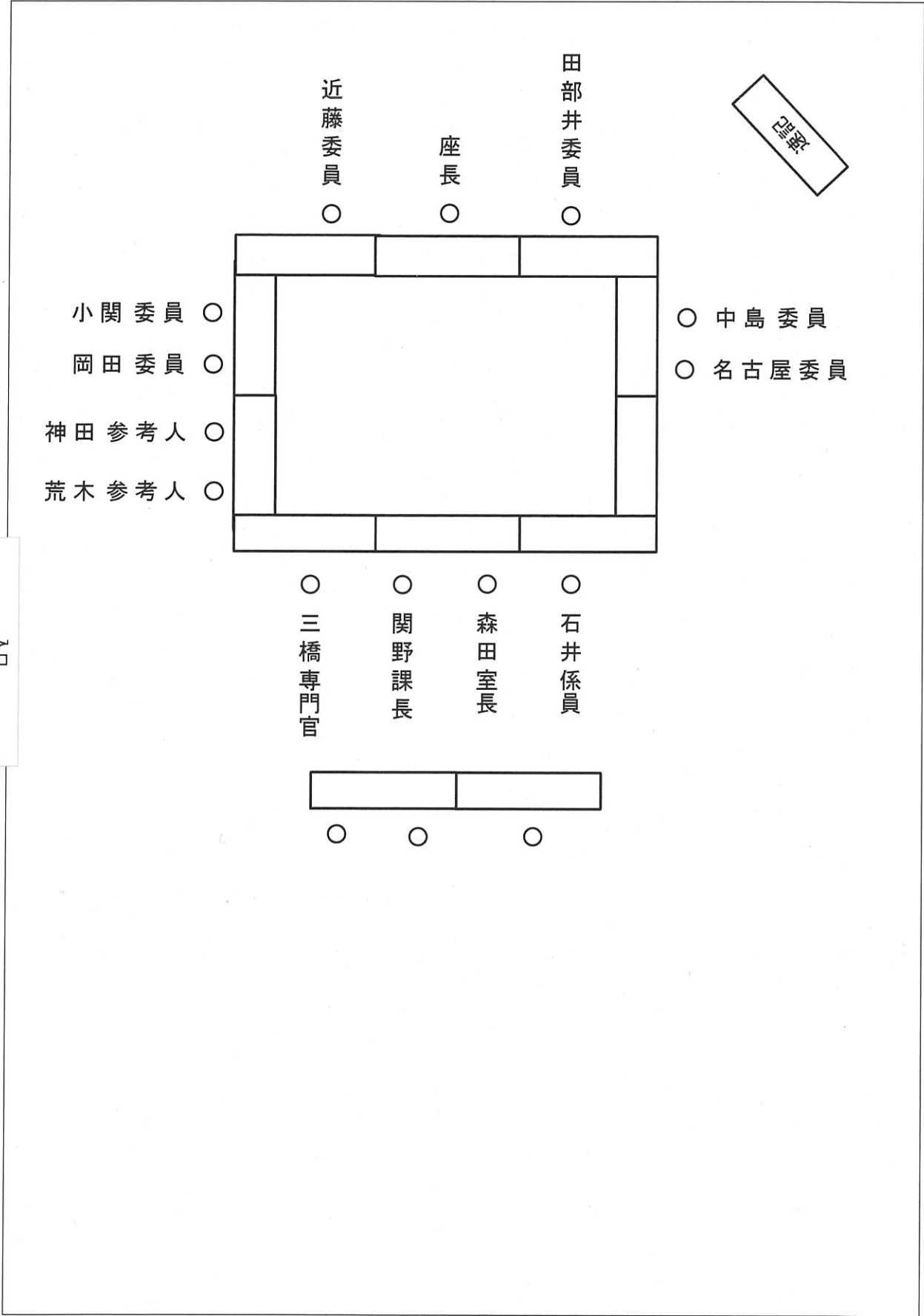
平成30年4月13日現在

| No. | 氏名     | フリガナ     | 現職   |
|-----|--------|----------|--|
| 1   | 岡田 由美子 | オカダ ユミコ  | 国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第三室長                        |
| 2   | 小関 良宏  | オセキ ヨシヒロ | 東京農工大学大学院工学研究院 生命機能科学部門教授                      |
| 3   | 近藤 一成  | コトウ カスナリ | 国立医薬品食品衛生研究所生化学部長                              |
| 4   | 田部井 豊  | タベイ ユタカ  | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物機能利用研究部門 遺伝子利用基盤研究領域長 |
| 5   | 中島 春紫  | ナカジマ ハルシ | 明治大学農学部農芸化学科教授                                 |
| 6   | 名古屋 博之 | ナゴヤ ヒロユキ | 国立研究開発法人水産研究・教育機構増養殖研究所育種研究センター主幹研究員           |

中央合同庁舎第5号館 18階専用第22会議室

座席表

平成30年4月13日



薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
新開発食品調査部会遺伝子組換え食品等調査会設置要綱

1. 目的

厚生労働省は、食品衛生法に基づき、組換え DNA 技術応用食品及び添加物（以下「遺伝子組換え食品等」という。）の安全性審査を行っている。しかしながら、近年、遺伝子組換え食品等への該当性を容易に判断できないような新しい技術を用いた食品等が開発されており、こうした食品等の遺伝子組換え食品等への該当性の判断を行うことが求められている。

そのため、遺伝子組換え食品等に該当する食品等の範囲等及び該当性の判断基準等について専門的・科学的な検討を行うことを目的として、食品衛生分科会規程第3条に基づき、新開発食品調査部会の下に「遺伝子組換え食品等調査会」を設置する。

2. 審議事項

- (1) 遺伝子組換え食品等に該当する食品等の範囲及び該当性の判断基準等の整理
- (2) その他遺伝子組換え食品等の安全性確保に関する事項

3. 組織

- (1) 調査会の委員は、部会等の委員、臨時委員及び専門委員の中から分科会長が指名する委員をもって構成し、互選により座長を選出する。
- (2) 審議にあたっては、議題の内容等に応じて、座長の判断により他の委員又は参考人に出席を求めることができる。
- (3) 調査会における審議結果については、適宜、新開発食品調査部会へ報告することとする。

4. 事務局

調査会の事務は、医薬・生活衛生局食品基準審査課新開発食品保健対策室が行う。

5. その他

この要領に定めるもののほか、調査会の運営に関して重要な事項は、座長が定めることができる。

(平成30年4月5日)